

2020（令和2）年2月吉日

福岡県消費生活センター 御中

アンケートモニター詐欺被害弁護団

団長 弁護士 鳥 居 玲 子

アンケートモニター詐欺 被害者説明会のご案内

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

今般、福岡県弁護士会消費者委員会の委員を中心とした弁護士が、「アンケートモニター詐欺被害」に関する被害者説明会を下記のとおり開催することとなりました。

この詐欺被害の詳細については、次ページの通りですが、大学生を中心として多数の被害者が存在する見込です。2020年1月末に、佐賀県警察により容疑者が逮捕されるに至りましたが、多数の被害者からの相談に応じることに、本件の詐欺被害の実態を把握するとともに、容疑者がアプリローンを利用して被害者の名義を冒用することにより借り入れた消費者金融からの請求への対処等、可能な限り被害者の救済を図る必要があります。

そこで、皆様におかれましては、被害者説明会の広報にご協力頂くとともに、被害者の方々から相談があった際には被害者説明会をご案内していただきたいと思います。

なお、当日の出席が困難な被害者やそのご家族については、希望により配付資料等を送付することとしておりますので、下記の事務局をご案内していただきたく存じます。

敬具

記

日 時：2020（令和2）年2月22日（土）11時00分～12時00分

場 所：福岡県弁護士会館 301会議室
（福岡市中央区六本松4-2-5）

本件に関するお問い合わせ先

アンケートモニター詐欺被害弁護団事務局

電 話 092-737-2552

（〒810-0041 福岡市中央区大名2-12-12 赤坂産業ビルディング5階 中村匠吾法律事務所内）

(別紙)

アンケートモニター詐欺 被害とは

大学などで、「アンケートモニターのバイトがある」などと知らない男に声をかけられ、アンケートの登録に必要なだからと運転免許証や電話番号、銀行口座などの個人情報を提供したところ、知らないうちにアプリローンを利用して消費者金融に登録され、ローンを組まされていた、というものです（添付資料参照）。

ローンを組む場合、本人確認の電話があるのが通常ですが、自分の携帯電話にかかった電話には男が代わりに出て、返答をしていることが多いようです。男は、被害者に対して、「その後の電話には出なくていい」などと述べて発覚を遅らせています。

昨年以降、福岡県や佐賀県の大学で被害が発生し、被害者から警察への被害申告や消費生活センターへの相談が相次いでいます。

放置するとどうなるか

消費者金融と被害者の間で金銭消費貸借契約が締結された形となっており、契約に従って返済（提供した銀行口座の情報に基づいた引き落としによる方法など）を求められます。

支払が滞れば、事故情報として信用情報機関に登録され（いわゆる「ブラックリスト」への登録）、将来にわたってクレジットカードの作成や、各種ローンを組むことが困難となります。また、会社によっては、被害者に対して裁判を行い、敗訴した場合には銀行口座の差し押さえなどの不利益を被ることが考えられます。

弁護団では、こうした消費者金融への対応を行い、また、捜査機関と協力して被害実態の解明に努めます。

説明会では、男の手口や弁護団への依頼方法をご説明するとともに、被害者やご家族からのご質問に対応します。

以 上

【福岡県弁護士会館へのアクセス】

住所：福岡市中央区六本松 4－2－5

